

改訂のポイント

- ・新型コロナウイルスの感染に伴う授業の欠席等については、各キャンパスの授業欠席等に係るフローチャート又は連絡先等を各自確認し、対応してください。

本指針は、本学「対面活動実施に係る指針」（令和4年7月12日）に基づき、さらに国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、対面での授業を実施するに当たって、留意する事項をまとめたものである。

なお、本指針は、全学共通の指針であり、教室等の様態や教育内容は学部等で異なることから、必要に応じてキャンパスごとに指針等を作成すること。

1 健康管理に関する事項

【学生の対応】

- ① 毎朝の検温とその記録を行う。
- ② 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡するか、クリニック等を受診する。
- ③ 新型コロナウイルスに感染するリスクの高い行動（会食、特に夜・多人数・飲酒を伴うもの）に関しては、慎重に判断する。
- ④ 以下に該当する場合は、直ちに保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡し、指示を仰ぐ。
 - 新型コロナウイルス感染症又はその可能性があるとして診断され、診断のための検査を受けることになった場合
 - 家族や知人等が新型コロナウイルス感染症と診断され、自分自身がその濃厚接触者となる可能性がある場合
- ⑤ 新型コロナウイルスに対するワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を受けることを推奨する。
- ⑥ ワクチン接種を終えても感染のリスクがあることから、ワクチン接種後の方も含めて、マスク（着用するマスクの種類は、可能な限り不織布マスクとする。）を着用するとともに、感染防止対策を徹底する。

2 通学に関する事項

【学生の対応】

- ① 通学前には各自で検温を行い記録する。体温が37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い場合、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感（だるさ）・味覚や嗅覚の異常がある場合は、通学を見合わせ、各学部（キャンパス）で定めた授業欠席等に

係るフローチャート等に沿って対応する。体温計がない場合は、各キャンパスの指定する場所で授業開始前に検温を行う。

- ② マスクは各自で準備し、必ず着用する。
- ③ 通学の経路や大学内での行動(使用教室等)を記録する。

【大学の対応】

- ① 学生から、体温が 37.5℃以上又は平熱より 1℃以上高い、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感(だるさ)・味覚や嗅覚の異常があり、通学を見合わせる旨の連絡を受けた場合は、各学部(キャンパス)で定めた授業欠席に係るフローチャート等に沿って対応する。

3 学内施設利用に関する事項

【学生の対応】

- ① 授業の前後や昼休み等の休憩時間においてもマスクの着用を心がける。
- ② マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、各キャンパスの学生担当窓口にご相談する。
- ③ 体育館や更衣室など、教室以外の利用は、各キャンパス等(学部や研究科などを含む。)の指示に従って利用する。

4 授業受講に関する事項

【学生の対応】

- ① **受講の際はマスクを必ず着用する。**
- ② 感染症発生時には拡がり予測する重要な情報となるため、二次元コードによる着座情報収集システムを利用し、教室で座った座席を必ずその都度記録する。なお、本システムを導入していない教室においては、各自、記録する。(例：前から3列目、左から2番目)。
- ③ 各教室は、学生間の身体的距離を確保するため、席数を制限することがある。使用できない席については、各教室に掲示等されるので、使用しない。
- ④ 授業開始時に、授業担当教員が、学生の健康確認を行うので、日常的な健康管理と検温の記録を怠らないように心がける。
- ⑤ 授業担当教員の指示に従い、授業中は以下のことに注意する。
 - 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っただけの会話は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
- ⑥ 授業や認められた活動(学習や課外活動等)を終えたら速やかに帰宅する。

【大学の対応】

- ① 換気については、1時間に2回以上(90分の授業では2回以上、5～10分程度)行う(冬期については、原則として休み時間等を含め1～2時間毎に5～10

分程度行う。)。なお、季節・天候等についても考慮する。

- ② 各教室について、学生間の身体的距離を確保するため、席数を制限する場合は、使用できない席について、各教室に掲示等する。
- ③ 授業開始時に、学生の健康確認をし、適宜記録する。
- ④ 授業の活動として、学生同士の会話が必要な場合は、距離を確保してマスク着用で会話するよう指示する。適切な距離が確保できない場合は、換気を行うほか、活動そのものの見直し等を行う。

5 キャンパス内での遠隔授業受講や学習スペース等利用に関する事項

【学生の対応】

- ① 対面授業が開始されても、感染拡大防止の観点から引き続き遠隔授業の形態で行う授業もあり、対面授業と遠隔授業が混在する場合がある。遠隔授業を時間割や帰宅する時間の都合上、自宅で受講できない場合は、各キャンパス等の指定する学習スペース等で受講する。
- ② 自宅にインターネット環境が整備されていない場合等も、キャンパス内で遠隔授業を受講する。
- ③ 上記①②の受講にあたり、「4 授業受講に関する事項」を遵守し、各キャンパス等の指示に従い必要な手続きを行う。

6 授業の欠席等に関する事項

【学生の対応】

- ① 次のような理由で授業を欠席する場合は、各学部（キャンパス）で定めた方法により手続きをすること。詳細は、授業欠席等に係るフローチャートにより確認すること。授業への出席が可能となった場合は、速やかに「欠席届」等を作成し、必要に応じて証明する書類等を添えて、各学部教務担当又は授業担当教員に届け出る。なお、公欠の取扱いについては、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る授業等（公欠）の取扱いについて」を参照すること。

○新型コロナウイルス感染症に感染した、又はその疑いがあるとされた場合

○濃厚接触者となった場合

○体温が 37.5℃以上又は平熱より 1℃以上高い場合、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感（だるさ）・味覚や嗅覚の異常がある場合

○ワクチン接種のため、授業への出席が困難である場合

○ワクチン接種当日又は翌日に出現した発熱・倦怠感等の症状により、授業への出席が困難である場合

- ② 自らの意思で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、授業を欠席したい場合は、各学部（キャンパス）で定めた授業欠席等に係るフローチャート等に沿って対応する。
- ③ その他、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等に相談する。

【保健管理センター・各キャンパスの保健管理室等連絡先】

小白川キャンパス保健管理センター 023-628-4154

飯田キャンパス医学部保健管理室 023-628-5981

米沢キャンパス工学部保健管理室 0238-26-3034

鶴岡キャンパス農学部保健室 0235-28-2817

【対応日時】

月曜日～金曜日（土・日・祝日を除く） 8：30～17：00

【大学の対応】

- ① 各学部（キャンパス）で定めた授業欠席に係るフローチャート等に沿って対応する。

新型コロナウイルス感染症に係る授業等（公欠）の取扱いについて

新型コロナウイルスに係る総合対策本部

本学の学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や新型コロナウイルスに対するワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）のため出席が困難である場合等の授業の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 本学の学生が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、当該学生を出席停止とする。
 - (1) 感染した場合
 - (2) 感染者との濃厚接触者となった場合
 - (3) 感染が疑われ保健管理センター所長又は病院の医師等により自宅待機を命ぜられた場合
 - (4) ワクチン接種のため、授業への出席が困難である旨申し出があった場合
 - (5) ワクチン接種当日又は翌日に出現した発熱・倦怠感等の症状により、授業への出席が困難である旨申し出があった場合
2. 上記の出席停止措置は公欠とする。
3. 公欠とは、授業の欠席を授業に出席したものとみなす取扱いをいう。
4. 出席停止措置の判断は、保健管理センター又は病院の医師等の診断に基づくものとする。なお、学生が感染者等となった場合は、保健管理センターに報告すること。
5. 学生が感染者等となった場合は、エンロールメント・マネジメント部が保健管理センター及び学部等の教務担当と連携し対応するものとする。学部等の教務担当は、授業担当教員へ必要事項を連絡するものとする。
6. 公欠として取り扱われた回の授業については、原則として補講は行わず、必要に応じて、レポートや web class 等により授業担当教員が当該授業回に相当する課題を課す等の工夫をするものとする。
7. 出席停止の期間は、1 (1) ～ (3) については、保健管理センター又は病院の医師等に通学しても問題ないと診断等されるまでとする。なお、出席停止の期間は、1 (1) ～ (3) については、概ね2週間程度と想定しているが、入院等により出席停止の期間が長引く場合は、別途対応を検討することとし、1 (4) については、ワクチン接種当日の1日の範囲内、1 (5) については、ワクチン接種翌日からワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する期間とする。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年9月7日から施行する。